

有識者懇談会の答申に対する最終報告書

—要旨—

I 最終報告書の位置づけ、対応の方向性

最終報告書は、有識者懇談会の答申に対する協会としての基本的な考え方と対応の方向性を示している。具体的には、上場会社のコーポレート・ガバナンスを巡り有識者懇談会において議論された監査役制度に関する主要な論点について、協会としてのあるべき方向性を明確にするとともに、その実現のために必要な監査役監査の具体的なベストプラクティスを示している。

監査役は、立法趣旨に則った適切かつ具体的な行動の実践により監査の実効性を確保するとともに、その職責を果たしていることを内外に示していくことが大切である。一方、協会は、そうした監査活動の実践に向けた監査環境の整備等、監査役への側面的支援を行うとともに、あるべき制度論を踏まえて、関係当局・団体等との幅広い議論を重ねつつ、内外に対して意見発信を行っていくことが重要である。

監査役制度の将来のあるべき方向性を実現していくための協会としての対応については、最終報告書では次の二つに大別して提示している。一つには、現行法制下でも監査役自身の取り組みにより直ちに実行可能であり、立法趣旨に則り監査役の職責を確実に果たすことで対応すべきもの（後掲「II 監査役監査の実務対応」参照）である。もう一つは、法改正等の立法的措置を講じなければ解消できない問題であり、関係諸団体との連携等も視野に入れ、関係当局に対して法改正を要望していくもの（後掲「III 将来に向けた対応」参照）である。論点の性質に応じて具体的な対応の道筋を示すことで、あるべき方向のより高い実現可能性を追求する。

II 監査役監査の実務対応

1. ベストプラクティスの意義と定義

- (1) 監査の実効性を最大限に高めるため、現行法の枠内で、立法趣旨に則して、各社が自主・自律的に工夫することができ、最近の環境変化を取り込んだ実務上のガイドラインとなるモデル的手続（ベストプラクティス）を提示することには意義がある。
- (2) そこで、最終報告書では、主要論点である内部統制システム関連、会計監査人関連、第三者割当関連についてベストプラクティスを示した（【別添資料】図表1～4）。これらは、監査役監査基準等の理念を継続し、監査役が立法趣旨に則った活動を具体的

に実践するためのモデル的手続を示したものであり、監査の局面毎に具体的な監査の実施項目、方法、留意点等を整理したものである。

- (3) 監査役の監査活動が、ベストプラクティスに準拠していないことにより法的責任が問われるものではないが、各監査役がベストプラクティスを参考にして、自社の業種・業容・事業態勢・リスク等の状況に応じて、適切に監査活動を実践することが期待される。

2. 内部統制システム関連（【別添資料】図表1、別紙1）

- (1) 内部統制システムは継続的な見直しが必要であり、過年度の運用状況を踏まえて、新年度の「基本方針」や監査役の監査計画に反映していくことが重要である。
- (2) 内部統制システムの構築・運用状況、それに対する取締役の評価、及び監査役の監査結果は、事業報告や監査報告において開示するように努め、株主等に対する説明責任を果たしていくことが重要であり、既に内部統制システムの運用状況について、積極的な記載を実践している事例がある（【別添資料】別紙1）。
- (3) 内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティス（【別添資料】図表1）の要点は、下記の4点である。
- ① 取締役が内部統制システムの構築と運用について評価し、その結果を取締役会に報告するよう、監査役が働きかけること
 - ② 取締役が行った内部統制システムの運用の評価結果についても、事業報告において開示するよう、監査役が働きかけること
 - ③ 取締役会における運用評価の結果と監査役会の判断又は監査意見に相違がある場合には、相互に検証を行い、内部統制システムのより良い運用に努めること
 - ④ 監査役会監査報告において、監査役が自主的に内部統制システムの運用状況の監査結果や監査意見についても開示することが望ましいこと
- (4) 期ずれ問題に対応するため、期中より経営執行部門及び会計監査人（監査人）の対応状況を注視するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性に関する最終結果について、両者から早い段階で報告・説明を受け、確認することが重要である。

3. 会計監査人関連（【別添資料】図表2、図表3、別紙2）

- (1) 現行法上の同意制度を単に形式上充足すべき手続規定として捉えるのではなく、経営執行部門や会計監査人との連携や意思疎通を通じて必要な情報収集・説明聴取を行うなど、監査役の主体性を発揮することで、監査の視点から適正な監査報酬額及び会計監査人の適任者について判断することが重要である。

(2) 会計監査人の報酬及び選任議案の同意に関する監査役のベストプラクティス（【別添資料】図表2、図表3）の要点は、下記の4点である。

- ① 事前の情報収集・報告聴取に早期に着手し、かつ十分に行うこと
- ② 会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の適切性・妥当性について、経営執行部門及び会計監査人から入手した資料や説明聴取、及びそれらとの調整を通じて、監査役が主体的に検討・判断すること
- ③ 会計監査人と緊密な連携を保持し、会計監査人の職務遂行状況を適切に把握・評価することで、適正な同意判断の基礎として役立てること
- ④ 同意に係る一連のプロセスについて、経営執行部門との間でしっかりとルール化し、かつそれらの手続について記録に留めること

4. 株主と経営執行者との利害調整関連（【別添資料】図表4）

(1) 第三者割当については、既に東京証券取引所の新ルールが適用され、対応の緊急性が高いことから、経営執行部門の検討状況も含め、一連のプロセスをフローとしてまとめている。

(2) ベストプラクティス（【別添資料】図表4）の要点は、下記の4点である。

- ① 監査役監査は、取締役が経営判断の原則に従って十分に職務を執行しているか否かの確認が原則であるので、当該観点からチェックする方式（プロセス監査）を基本とすること
- ② 第三者割当の発行等に係る経営判断にあたっては、経営執行部門が外部の専門家から意見を取得し、慎重かつ適正な社内手続を経て発行条件等の意思決定が行われることが重要であり、監査役はそれらの状況を重点的に監視し検証すること
- ③ 有利発行の適法性に係る監査役の意見、又は第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見として表明する監査役の意見は、可能な限り監査役会において審議を行い、監査役会としての意見表明を行うことが望ましいこと
- ④ 会社の資本政策や資金計画及びそれらの実行は、会社の重要な経営施策であり、取締役の重要な職務執行の一つである。監査役は、これらの点について、日常的に会社の資金ニーズと調達の状況を確認し、把握しておく必要があること

5. 協会としての今後の進め方

(1) 既に公表した「監査役監査基準等」について、ベストプラクティスに対応した必要な文言の修正や、「監査役監査報告」のひな型の改定もしくは文案の提示の検討を進める。

- (2) ベストプラクティスの定着を図るために、解説会や研修会等、及び「月刊監査役」での解説などを、今後予定する。

Ⅲ 将来に向けた対応

以下の諸点について、今後、協会は、関係当局、関係諸団体、学会等と議論を深め、又はそれら各方面への要請や連携の働きかけなど対外的な活動を行い、制度的な実現を目指すとともに、会員監査役に対する理解・浸透を図る活動を推進していく必要がある。課題別には、以下のとおりである。

1. 内部統制システム関連

- (1) 内部統制システムの基本方針にとどまらず、その運用状況についても、経営者が自ら評価した結果として事業報告への記載を義務付けるとともに、監査役会監査報告においても、内部統制システムの整備状況（構築状況と運用状況）についての監査結果の記載を義務化するよう関係諸団体とも連携をとりつつ、その実現に向けて働きかける。
- (2) 期ずれ問題の解消のためには、開示規制の整理・調整が不可欠であるが、本問題については、今後の会社法制に関する議論の中で、実務状況を踏まえつつ、意見表明等を行うなど、取り組みを進めていくこととする。

2. 会計監査人関連

- (1) 会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定権は、監査役が主体的に行動できるようにするためにも監査役に付与すべきである。
- (2) 会計監査人設置会社においては、監査役のうち少なくとも1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任することが望ましい。なお、当該知見については、当面は、画一的に定義することは必ずしも適切ではなく、各社において該当者を開示し、株主の評価を仰ぐことが現実的な解であり、実態の蓄積を踏まえて、将来、何らかの定義規定が設定されることが考えられる。
- (3) 現行の同意プロセスと同様、経営執行部門及び会計監査人の双方から情報提供及び説明を受け、両者から聴取した内容に基づき最終的に判断が行えるような手続が確保される必要がある。あわせて、監査役の職務を支える監査役スタッフの配置・充実など、情報の収集・分析力の強化に向けた監査環境の整備を一層推し進めることも重要である。

3. 株主と経営執行者との利害調整関連

- (1) 第三者割当において監査役が果たす役割について、その職責・意義等につき関係当局や取引所に一層の明確化を求めるとともに、今後、類似の規則化が検討される場合には、事前に協会と十分な協議の場が設けられるよう取引所や関係当局に対して要請する。
- (2) 第三者割当についても、買収防衛策と同レベルに利益相反的色彩が懸念されるものや持株割合の大幅な希釈化を伴うものについては、監査報告書の法定開示事項とすることに対して、今後の実務状況を踏まえつつ、検討していく必要がある。また、監査役による取締役の違法行為差止請求権について、株主の利益が害されるおそれがあるときにも行使できるよう法的措置を講じることについても、検討すべき課題である。

4. 結語

- (1) コーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役の重要性を考えると、監査役制度は機能していないとの評価に甘んじることなく、「行動する監査役」「責任を果たす監査役」でなければならない。
- (2) 監査役的活動は、不作為で済むものではなく、自主的かつ主体的な活動が極めて重要である。このためにも、経営執行部門及び会計監査人との意思疎通を密にし、信頼関係の醸成に努めるとともに、最終報告書で示したベストプラクティスを実践し、監査活動の方法・内容や監査結果については、積極的に株主等に開示することが必要である。
- (3) 協会は、今後の企業法制のあり方の議論の中で、あるべき制度論を踏まえて、多くの監査役の意見にも耳を傾けながら、関係当局や諸団体との幅広い議論を重ね、内外に対して意見発信を行っていく。

以 上